

メガ・エッグ 光テレビ 契約約款

株式会社ちゅピCOM(以下「当社」という)と、当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という)との間に締結されるメガ・エッグ 光テレビ放送サービス(以下「放送サービス」という)に関する契約(以下「加入契約」という)は、メガ・エッグ 光テレビ契約約款(以下「本約款」という)によるものとします。

第1条(放送サービス)

当社は、そのサービス区域内で、次のサービスを提供します。ただし、(2)および(3)のサービスは、(1)のサービスの契約締結を条件として提供することとします。

(1) 基本番組サービス

次の(イ)、(ロ)および(ハ)のサービスのうち、デジタル放送に係わるものはデジタル放送で、これ以外はアナログ放送で提供します。

(イ) 民間放送のテレビジョン放送およびデータ放送の有線による同時再放送サービス。

(ロ) NHKのテレビジョン放送およびデータ放送の有線による同時再放送サービス。

(ハ) 有線による自主放送サービス。

(2) 有料番組サービス

次の(イ)および(ロ)のサービスをデジタルテレビジョン放送で提供します。

(イ) ㈱WOWOW(以下「WOWOW」という)のテレビジョン放送の有線による同時再放送サービス。

(ロ) 基本番組サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「有料番組」という)の有線による放送サービス。

(3) 当社と加入者が別途合意により定めるその他のサービス。

第2条(用語の規定)

本約款において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入契約	本約款第5条により成立した契約
加入者	当社と加入契約を締結した者
本施設	当社と放送センターから加入者の受信機に至るまでの施設
契約者回線	当社の放送センターから V-ONU までの施設
V-ONU	契約者回線の加入者が指定する場所の終端に設置される放送用光受信機
引込線	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱等から端子までの間の線路
専用チューナー等	専用チューナー(録画機能付および4K対応含む)、その付属品、C-CAS カードおよび V-ONU 付属品
B-CAS カード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御する IC を組み込んだ株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズがお客さまに貸与するカード
C-CAS カード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御する IC を組み込んだ当社が指定する技術的な基準に適合するカード
加入者施設	V-ONU の出力端子の接続線から受信機に至るまでの専用チューナー等を除く施設
受像機	テレビ、ビデオ等の機器
インターネット	株式会社エネコム(以下「エネコム」という)が提供する電気通信サービス(IP 通信網サービス契約約款のうち、有線アクセスサービス契約に基づくインターネット接続サービスをいいます)
IP 電話	エネコムが提供する電気通信サービス(IP 電話サービス契約約款に基づく IP 電話サービスをいいます)

第3条(契約の運用)

加入契約に関する以下の業務については、エネコムが行います。加入者は、このことを承認していただきます。

- (1) 加入契約においてエネコムが加入者から申し出を受ける諸業務および加入者からの問い合わせ対応業務
- (2) 加入者情報管理業務
- (3) 料金収納事務
- (4) 設備保守業務
- (5) その他当社とエネコムが委託契約を締結する業務

2. 加入契約に基づき、当社が加入者に対して有する放送契約手数料、利用料、工事費等の債権を、当社がエネコムに譲渡します。

第4条(契約の単位)

加入契約は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の契約とします。

ただし、同一契約者回線により複数世帯が加入する場合は契約の単位を各世帯とします(なお、ここでいう世帯とは一住居内において生活する単身者もしくは生計をともにする者の集まりとします)。

なお、同一契約者回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合(以下「集合共同引込」という)には、別途建物代表者との基本契約(以下「建物基本契約」という)の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第5条(契約の成立および契約内容確認書面の交付)

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認のうえ、当社所定の方法により、当社またはエネコムに申込を行い、当社が承諾したときに成立するものとします。

ただし、当社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 本施設の構築が困難であると判断される場合
- (4) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- (5) その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合

2. 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面(以下、「契約内容確認書」といいます)を加入申込者に交付します。

第6条(初期契約解除)

加入申込者は、契約内容確認書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面により当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による契約の解除は同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3. 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、加入申込者は、別表に定める契約に要した費用および放送引込線工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には、その工事に要した全ての費用ならびに撤去に要した費用を、負担するものとします。

第7条(最低利用期間)

基本番組サービスならびに録画機能付専用チューナー、4K対応専用チューナーには、1年の最低利用期間があります。

2. 加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を1と起算して1年の契約期間内に解約を行う場合には、当社が別途指定する支払期日までに、別表5に定める契約解除料を支払うものとします。

3. 録画機能付専用チューナーおよび4K対応専用チューナーの利用については、利用を開始した日の属する月を1と起算して1年の契約期間内に解約または録画機能付専用チューナーの利用を中止する場合には、当社が別途指定する支払期日までに、別表5に定める契約解除料を支払うものとします。

4. 当社は、次に該当する場合、前二項の適用はしません。

(1) 当社のサービス区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社の基本番組サービスの加入申込を行い、加入契約が成立した場合

(2) 第26条第2項の規定により、当社が加入契約を解約する場合

第8条(契約の有効期間)

加入契約の有効期間は、契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社および、加入者のいずれからも何ら文書による意思表示がない場合には引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

なお、集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、当社は、同時に加入契約を解約するものとします。

第9条(放送契約手数料)

加入者は、加入契約が成立した場合には、別表1に定める放送契約手数料を支払うものとします。

第10条(利用料)

加入者は、加入契約が成立した場合には、以下の種別毎に、別表2に定める利用料を第13条により支払うものとします。

(1) 基本番組利用料

基本番組サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から基本番組利用料を毎月支払うものとします。なお、専用チューナー利用料は、別表2に定める専用チューナー等を貸与しないサービスを除き、基本番組利用料に含まれます。録画機能付専用チューナーおよび4K対応専用チューナーの利用については、基本番組利用料に含まれる専用チューナー利用料とは別に、録画機能付専用チューナー利用料または4K対応専用チューナー利用料が必要となります。ただし、別表2の(1)-2に定める4K対応の基本番組サービスについては、基本番組利用料に当社指定の4K対応専用チューナー利用料を含みます。

(2) 有料番組利用料

有料番組のサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月から有料番組利用料を毎月支払うものとします。

(3) その他のサービス利用料

当社と加入者が別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料を毎月支払うものとします。録画機能付専用チューナーおよび4K対応専用チューナーの利用料については、利用を開始した日の属する月の翌月から録画機能付専用チューナー利用料または4K対応専用チューナー利用料を毎月支払うものとします。

2. 当社が、第1条に定めるサービスの内、加入者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合(チャンネルの全てが停止した場合)は、当該月分の利用料は無料とします。ただし、天災地変その他当社の責めに帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。

3. 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は、利用料の改定をすることがあります。この場合、当社は、改訂月の1箇月前までにその旨を加入者に通知するものとします。

4. 日本放送協会(NHK)の定めによる受信料(衛星放送受信料を含む)およびWOWOWの視聴料は、当社が設定した利用料には含まれておりませんので、別途加入者がNHKおよびWOWOWにそれぞれお支払いください。

第11条(V-ONU および専用チューナー等の貸与)

加入契約が成立した場合には、当社は、加入者に V-ONU および専用チューナー等を貸与するものとします。ただし、別表2に定める専用チューナー等を貸与しないサービスは、V-ONU のみ貸与します。

2. 加入者は、別途配布する使用上の注意事項を厳守して V-ONU および専用チューナー等を維持管理するものとします。

3. 加入者の故意または過失により、V-ONU および専用チューナー等を破損または紛失した場合には、別表6に定める修復または、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は V-ONU および専用チューナー等の交換を請求できません。

4. 加入者は第25条に定める解約ならびに第26条に定める停止および解約の場合、速やかに V-ONU および専用チューナー等を当社に返却するものとします。なお、加入者が当社に返却できない場合は、加入者は、別表6に定める損害金を当社に支払うものとします。

5. 加入者は、当社が必要に応じて行う専用チューナー(録画機能付および4K対応含む)のバージョンアップ作業の実施に同意するとともに、その作業の実施について協力するものとします。

第12条(施設の設置および費用の負担等)

当社ならびにエネコムは、契約者回線の設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。

ただし加入者は、別表3に定める引込線および V-ONU ならびに専用チューナー等の設置工事に要する費用を負担するものとします。

また、地下埋設等の特殊な工事を要する場合は、加入者は、その実費を負担するものとします。

2. 加入者は、加入者施設の設置工事に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。

3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は、当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。

4. 集合共同引込の建物内の加入の場合には、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子(テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット)の出力端子以降の施設(配線、テレビ受信機等)のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めに従うものとします。

5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、別表3に従いその費用を負担するものとします。

第13条(支払い方法)

加入者は、放送契約手数料、利用料、工事費等について、当社が別途指定する支払期日までに、当社が別途指定する方法により支払うものとします。

2. 利用料は月割り(毎月1日より月末迄を1箇月の単位とします)計算とし、サービス開始時および解約時においても日割り計算はいたしません。

第14条(遅延損害金)

加入者は、料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合、その遅延金額に対し年14.6%(年365日の日割り計算による)の割合により計算した支払い期日の翌日より完済にいたるまでの遅延損害金を、当社に支払うものとします。

第15条(免責事項)

当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償責任は一切負わないものとします。

(1) 天災、事変によってサービス提供が停止した場合

- (2) 放送衛星、通信衛星の機能停止によってサービス提供が停止した場合
- (3) その他当社およびエネコムの責に帰することのできない事由によってサービス提供が停止した場合
- (4) 録画機能付専用チューナーの利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(録画機能付専用チューナーに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます)の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。その他当社の責に帰することのできない事由によって録画物等が消失した場合

第16条(維持管理責任範囲)

当社は、契約者回線について維持管理責任を負います。なお、加入者は契約者回線の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

2. 加入者は、加入者施設について維持管理責任を負います。

第17条(設置場所の無償使用)

当社は、引込線、V-ONU および専用チューナー等を設置するために必要最小限において、加入者が所有または占有する敷地、家屋および、構築物等を無償で使用できるものとします。なお、V-ONU および専用チューナー等の使用に係る電源は加入者が設置するものとし、その電気料金および消耗品は加入者が負担するものとします。

2. 加入者は、加入契約の締結にあたって、地主、家主およびその他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第18条(便宜の供与)

加入者は、当社、当社が指定する業者、エネコム、エネコムが指定する業者が本施設の検査および、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋および、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第19条(禁止事項)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する上映、ビデオデッキおよび、その他の方法による複製、かかる複製物の上映ならびに、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません。

2. 加入者による加入契約上の権利および義務の譲渡、ならびに担保設定等の行為を禁止します。

3. 加入者が前二項に違反した場合、加入者は、当社または第三者に対し、違反時に遡りすべての損害を賠償するものとします。

第20条(故障)

当社、当社の指定する業者、エネコム、エネコムが指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビおよび、ステレオ等(以下「受信機」という)に起因する受信異常については、この限りではありません。

2. 加入者は、加入者施設の修復等に要する費用を負担するものとします。

3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復等に要する費用を負担するものとします。

第21条(放送内容の変更)

当社は、やむを得ぬ事情により何ら通知を行うことなく放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第22条(設置場所の変更)

加入者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先がサービス区域内に限り、引込線および専用チューナー等の設置場所を変更することができるものとします。なお、設置場所の変更にかかる費用は加入者が負担するものとします。

2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第23条(名義変更)

当社は、相続または特に当社が認める場合に限り、加入者から名義変更届を受領することにより、名義変更を認めることができるものとします。

2. 前項の場合、新加入者となる者は、旧加入者の有する本件契約に関する権利義務の一切を引継ぐものとします。

第24条(契約内容の変更)

加入者は、サービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとし、当社が第5条に準じた所定の審査を経て承諾通知を発したときに、変更契約が成立するものとします。

変更契約の成立後、当社は、すみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。ただし、加入者からの申し出により月内(毎月1日から月末迄)に、当社が提供したサービスに関する利用料などの料金は、すべて1箇月分の料金とします。

2. 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。この場合の手続きは、前項に準じるものとします。

第25条(加入者側の解約)

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。

2. 前項による解約の場合、加入者は、次の各号を予め承認するものとします。

(1) 加入者は解約日の属する月の利用料等の料金を支払うものとします。

(2) 加入者は別表4に定める解約に要する費用を負担するものとします。

(3) 当社は、加入者の住居もしくは敷地内に設置した引込線および貸与した V-ONU ならびに専用チューナー等を撤去します。ただし、撤去にともなう加入者の住居または建物等の修復に要する費用等、一切の負担責任を負わないものとします。

(4) 加入者は、引込線、V-ONU および専用チューナー等の撤去工事が速やかに行われるよう協力すると共に、加入者側の事情により撤去工事が遅れた場合には、工事遅延に伴う損害を負担するものとします。

第26条(当社側の停止および解約)

当社は、加入者が本約款に定める料金の支払い義務を怠り、またはその他本約款に違反したときに相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に加入者がこれを是正しない場合、破産等の事実が発生した場合、手形・小切手等の不渡り処分を受けた場合および差押・強制執行の申立等を受けた場合には、加入者に何ら催告なしに、サービス提供の停止または加入契約を解約することができるものとします。

また、この場合、当社から加入者への通知催告等がなくても、加入者は当社に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。

2. 電力・電話の無電柱化等, 当社, 加入者のいずれの責めにも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ, かつ, 当社施設の代替構築が困難な場合, 当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で, 加入契約を解約できるものとします。

3. 前二項により停止あるいは加入契約を解約した場合に, 加入者が別途支払ったNHKの受信料(衛星受信料を含む), WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益, 損害等が生ずることがあっても, 当社は何らの責任も負わないものとします。

4. 解約の場合の料金は第25条第2項の規定を準用します。

第27条(B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて)

B-CASカードに関する取扱いについては, 株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2. C-CASカードを必要とする専用チューナーを利用する加入者は, 専用チューナー1台に付き1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし, 契約の解除後は, すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また, 当社は必要に応じて, 加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。

3. C-CASカードは当社に帰属し, 当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し, それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は, 加入者が賠償するものとします。

4. 加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には, 加入者は別表6に定める再発行費用を当社に支払うものとします。

第28条(加入者個人情報の取扱い)

当社は, 保有する加入者個人情報については, 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号, 個人情報の保護に関する基本方針, 平成16年4月2日閣議決定), および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号, 以下「指針」という)に基づくほか, 当社が指針第28条に基づいて定める基本方針(以下「宣言書」という)およびこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社の宣言書には, 当社が保有する加入者個人情報に関し, 利用目的, 加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」という)が当社に対して行う各種求めに関する手続き, 苦情処理の手続き, その他取り扱いに関し必要な事項を定め, これをホームページおよび文書を当社内の閲覧可能な箇所に設置することにより公表します。

3. 当社は, 利用目的の達成に必要な範囲内において, 加入者個人情報を取り扱うとともに, 保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第29条(加入者個人情報の利用目的等)

当社は, 第1条に定めるサービスを提供するために, 次に掲げる目的で, 加入者個人情報を取り扱います。

- (1) サービス契約の締結および継続に関する事
- (2) サービスの提供に係る装置の設置, 撤去, 保守および修理
- (3) 料金の請求および収納
- (4) 受信制御
- (5) 本人からの各種問合せに対する対応
- (6) 本人に対する通知, 連絡
- (7) 当社を提携先とする事業者が提供するサービス・商品のご案内
- (8) 成人向け番組等の提供のための番組供給放送事業者への提供
- (9) サービスの向上を目的としたアンケート調査

- (10)視聴状況等に関する各種統計処理
- (11)オプションチャンネルの提供のための番組供給事業者への提供
- (12)加入者に対する特典の提供
- (13)当社が提供するサービスの加入・利用促進
- (14)その他、これらに付随関連する業務

2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。

- (1)加入者本人が書面等により同意した場合
- (2)加入者本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ加入者本人に通知し、または宣言書に定めて加入者本人が容易に知り得る状態においたとき

- (イ)第三者への提供を利用目的とすること
- (ロ)第三者に提供される加入者個人情報の項目
- (ハ)第三者への提供の手段または方法
- (ニ)加入者本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること

- (3)第30条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
- (4)第31条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合

4. 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」という)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、必要かつ適切な監督を行います。

5. 当社は、加入者本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、加入者本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、または加入者本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を加入者本人に対して通知します。

- (1)加入者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2)当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすまたはおそれがある場合
- (3)国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4)他の法令に違反することとなる場合

第30条(加入者個人情報の共同利用)

当社は、前条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

2. 当社は、第3条第1項第1号から第5号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、または第25条第1項もしくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾または解除事由に該当する事実および当該加入者を特

定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者および当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第5条第1項または第26条第1項もしくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限ります。

3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においては当社および当社の代理人が、ならびに前項の場合においては、当社、当社の代理人および他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名または名称は宣言書に定めます。

第31条(加入者個人情報の取扱いの委託)

当社は、加入者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。

2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3. 当社は、第1項の委託先との間で、第29条第4項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第2項および第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第32条(安全管理措置)

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理およびその他指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第33条(加入者本人による開示の求め)

加入者本人は、当社または当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、加入者本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2. 当社および当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(加入者本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする)当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。

(1) 加入者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当社または当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部または一部について開示しない場合は、加入者本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第34条(加入者本人による利用停止等の求め)

加入者本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社または当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

(1) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加または削除

(2) 加入者個人情報の利用の停止

(3) 加入者個人情報の第三者への提供の停止

2. 当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3. 当社または当社の代理人は、前項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)およびその理由を、加入者本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第35条(加入者本人確認と代理人による求め)

当社は、第29条第5項、第33条第1項または第34条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が加入者本人または次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2. 加入者本人は、第29条第5項、第33条第1項または第34条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第36条(加入者本人の求めに係る手数料)

当社は、第29条第5項および第33条第1項の求めを受けた場合は、別に定める手数料を請求します。

2. 前項の手数料は、当社から加入者本人(加入者に限る)に対して、通知または開示をした月の利用料と合わせて収納します。

3. 加入者の代理人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第37条(苦情処理)

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第38条(加入者本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口)

当社は、第29条第5項、第33条第1項または第34条第1項に基づく求め、第37条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第39条(加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を加入者本人に通知します。

2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき公表します。

3. 前二項の規定は、通知または公表することにより、第33条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第40条(国内法への準拠)

本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第41条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第42条(約款の改正)

本約款は改正することがあります。その場合、料金その他サービスの提供条件は変更後の約款によります。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

2. 一括加入、業務用等については別に定めます。

3. 本約款は2026年4月1日より施行します。

別表

別表1. 放送契約手数料

金 額
11,000 円

●記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。

別表2. 利用料

(1)基本番組利用料

1. メガ・エッグ 光テレビ S・A・C コースおよびコンパクトコース

専用チューナー1 台目の場合

コース	月 額	メガ・エッグ 光ネット※1 契約の場合の月額
メガ・エッグ 光テレビ S コース	5,720 円	5,390 円
メガ・エッグ 光テレビ A コース	4,950 円	4,620 円
メガ・エッグ 光テレビ C コース	4,400 円	4,070 円
メガ・エッグ 光テレビ コンパクト	2,420 円	2,090 円

専用チューナー追加の場合(1 台あたり)

コース	月 額	備 考
メガ・エッグ 光テレビ S コース	3,432 円	1 台目が S コースの場合のみ追加できます。
メガ・エッグ 光テレビ A コース	2,992 円	1 台目が S, A コースの場合のみ追加できます。
メガ・エッグ 光テレビ C コース	2,662 円	1 台目が S, A, C コースの場合のみ追加できます。
メガ・エッグ 光テレビ コンパクト	1,452 円	1 台目が S, A, C コース, コンパクトの場合のみ追加できます。

専用チューナー等を貸与しないサービスの場合

コース	月 額	メガ・エッグ 光ネット※1 契約の場合の月額
メガ・エッグ 光テレビ 地デジ・BS コース	1,870 円	1,100 円

※1「メガ・エッグ 光ネット」は、エネコムが提供するインターネット接続サービスの総称です。記載の料金は「メガ・エッグ 光ネット[ホーム]」の「メガ王」および「ギガ王」、「メガ・エッグ光ネット[ホーム]（光ライフ）」をご利用中の場合、または「メガ・エッグ 光ベーシック[ホーム]」、メガ・エッグ 光10ギガをご利用の場合のセット料金です。

●メガ・エッグ 光テレビ 4K プレミア・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックとの同時利用はできません。

●記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。

2. メガ・エッグ 光テレビ 4Kプレミア・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパック

メガ・エッグ 光テレビ 4Kプレミア・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックをご契約の場合、基本番組利用料に4K対応専用チューナー(It1500bw、C02ES1)利用料を含みます。

4K対応専用チューナー(It1500bw、C02ES1)1 台目の場合

コース	月 額	メガ・エッグ 光ネット※1 契約の場合の月額
メガ・エッグ 光テレビ 4Kプレミアパック	5,720 円	5,390 円
メガ・エッグ 光テレビ 4Kスポーツライブパック	5,060 円	4,730 円
メガ・エッグ 光テレビ 4Kエンタメパック	5,060 円	4,730 円
メガ・エッグ 光テレビ 4Kエコノミーパック	4,400 円	4,070 円

4K対応専用チューナー(1t1500bw、C02ES1)追加の場合(1台あたり)

コース	月 額	備 考
メガ・エッグ 光テレビ 4Kプレミアパック	3,432 円	1台目が4Kプレミアパックの場合のみ追加できます。
メガ・エッグ 光テレビ 4Kスポーツライブパック メガ・エッグ 光テレビ 4Kエンタメパック	3,102 円	1台目が4Kプレミア・スポーツライブ・エンタメパックの場合のみ追加できます。
メガ・エッグ 光テレビ 4Kエコノミーパック	2,552 円	1台目が4Kプレミア・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックの場合のみ追加できます。

※1「メガ・エッグ 光ネット」は、エネコムが提供するインターネット接続サービスの総称です。記載の料金は「メガ・エッグ 光ネット[ホーム]の「メガ王」および「ギガ王」,「メガ・エッグ光ネット[ホーム](光ライフ)」をご利用中の場合,または「メガ・エッグ 光ベーシック[ホーム]」,メガ・エッグ 光10ギガをご利用の場合のセット料金です。

●メガ・エッグ 光テレビ S・A・C・コンパクトコースとの同時利用はできません。

(2)有料番組利用料(全コース共通)

チャンネル名	月 額	備 考
WOWOW	—	株式会社 WOWOW が定める「衛星有料放送サービス約款」の規定に基づく視聴料等によります。
BS10 プレミアム	1,980 円	
アニメシアターX(AT-X)	2,180 円	
Mnet	2,530 円	
アジアドラマチック TV(アジドラ)	660 円	
衛星劇場 HD	2,200 円	
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	2,360 円	
東映チャンネル	1,650 円	
MTV	770 円	
グリーンチャンネル HD	1,100 円	2ch セット
グリーンチャンネル 2HD		
J SPORTS 4	1,430 円	
SPEED チャンネル	990 円	
プレイボーイ チャンネル	2,750 円	
レッドチェリー	2,750 円	
レインボーチャンネル HD	2,530 円	
ミッドナイトブルー	2,530 円	
パラダイステレビ HD	2,200 円	
プレイボーイセット	3,300 円	プレイボーイ チャンネル, レッドチェリー 2ch セット
ゴールデンアダルトセット	3,300 円	レインボーチャンネル HD, ミッドナイトブルー パラダイステレビ HD 3ch セット

●記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。

(3)有料番組利用料(コンパクトコースのみ)

チャンネル名	月 額	備 考
フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ	2,910 円	3ch セット
フジテレビ TWO ドラマ・アニメ		
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム		
ファミリー劇場	770 円	
カートゥーン ネットワーク 海外アニメ国内アニメ	660 円	
WOWOW プラス 映画・ドラマ・スポーツ・音楽	770 円	
歌謡ポップスチャンネル	880 円	
2ch セット	1,320 円	WOWOW プラス+歌謡ポップスチャンネル
日本映画専門チャンネル HD	770 円	
テレ朝チャンネル 1	660 円	
ホームドラマチャンネル HD 韓流・時代劇・国内ドラマ	784 円	
GAORA SPORTS HD	1,320 円	
スカイ A	1,100 円	
アニマックス	813 円	
キッズステーション	813 円	
映画・チャンネル NECO-HD	660 円	
時代劇専門チャンネル HD	770 円	
ゴルフネットワーク	2,480 円	
TBS チャンネル 1 最新ドラマ・音楽・映画	660 円	
TBS チャンネル 2 名作ドラマ・スポーツ・アニメ	660 円	
V☆パラダイス	770 円	
テレ朝チャンネル 2	660 円	
日経 CNBC	990 円	
KBS World ※1	1,100 円	
釣りビジョン HD	1,320 円	
MONDO TV	880 円	
囲碁・将棋チャンネル	1,540 円	

●記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。

※1 2026 年 5 月 1 日から上記料金に改定いたします。なお、2026 年 4 月末までの料金は 770 円です。

(4) その他の利用料(基本番組利用料に追加となります)

項 目	月 額	備 考
録画機能付専用チューナー	880 円	1台ごと。地デジ・BS コースは利用できません。
録画機能付専用チューナー ブルーレイ	2,420 円	1台ごと。地デジ・BS コースは利用できません。
4K 対応専用チューナー(BD-V570)	330 円	1 台ごと。地デジ・BS コースは利用できません。
4 K 対応 録画機能付専用チューナー (BD-V5700R)	880 円	1 台ごと。地デジ・BS コースは利用できません。
4 K 対応 専用チューナー (lt1500bw、 C02ES1)	1,100 円	1 台ごと。地デジ・BS コースは利用できません。
番組ガイド購読料	440 円	1冊ごと。地デジ・BS コースは利用できません。

※メガ・エッグ 光テレビ 4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックをご契約の場合、基本番組利用料に4K 対応専用チューナー(lt1500bw、C02ES1)の利用料を含みます。

●記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。

別表3. 工事費等

2022 年 6 月 30 日までにご加入されたお客さま

項 目	金 額	備 考
標準工事費	22,000 円	V-ONU 設置工事費
標準宅内工事費	16,500 円	専用チューナー等1台分設置工事費
専用チューナー追加・交換工事費	11,000 円	専用チューナー等1台ごと
保守対応費	3,300 円	専用チューナー4K設定 1 台ごと
特殊工事等その他工事費※1	実 費	

※1 標準工事外でお客さまのご要望により追加工事等を実施する場合は、費用をあらかじめ説明し、お客さま了承の上、工事の施工、請求をおこないます。

2022 年 7 月 1 日以降にご加入されたお客さまおよび設置場所変更されるお客さま

項 目	金 額	備 考
標準工事費	22,000 円	V-ONU 設置工事費
標準宅内工事費	19,800 円	専用チューナー等1台分設置工事費
専用チューナー追加・交換工事費	14,300 円	専用チューナー等1台ごと
保守対応費	3,300 円	専用チューナー4K設定 1 台ごと
特殊工事等その他工事費※1	実 費	

※1 標準工事外でお客さまのご要望により追加工事等を実施する場合は、費用をあらかじめ説明し、お客さま了承の上、工事の施工、請求をおこないます。

●記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。

別表4. 解約時費用

2022 年 6 月 30 日までにご加入されたお客さま

項 目	金 額	備 考
放送設備撤去工事費	9,900 円	V-ONU 等撤去工事費
専用チューナー(録画機能付含む)撤去工事費	3,300 円	専用チューナー等1台ごと

※2022 年 7 月 1 日以降にご加入されたお客さまは適用外です。

●記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。

別表5. 契約解除料

2022 年 6 月 30 日までにご加入されたお客さま

項 目	金 額	備 考
基本契約解除料	S, A, C, コンパクト 2,200 円 × (12－経過月数)	サービス提供開始月を 0 として起算
	地デジ・BS コース 1,650 円 × (12－経過月数)	サービス提供開始月を 0 として起算
	4Kプレミアム, 4Kスポーツ ライブ, 4Kエンタメ, 4Kエ コノミー 4,400 円 × (12－経過月数) ※1	サービス提供開始月を 0 として起算
録画機能付専用チューナ ー契約解除料	880 円 × (12－経過月数)	サービス提供開始月を 0 として起算
録画機能付専用チューナ ーブルーレイ 契約解除料	2,420 円 × (12－経過月数)	サービス提供開始月を 0 として起算
4K 対応専用チューナー (BD-V570) 契約解除料	330 円 × (12－経過月数)	サービス提供開始月を 0 として起算
4K 対応録画機能付専用チ ューナー (BD-V5700R) 契約解除料	880 円 × (12－経過月数)	サービス提供開始月を 0 として起算
4K 対応専用チューナー (lt1500bw、C02ES1) 契約 解除料	1,100 円 × (12－経過月数)	サービス提供開始月を 0 として起算

※1 4K対応専用チューナー(lt1500bw、C02ES1)の契約解除料を含みます。

2022 年 7 月 1 日以降にご加入されたお客さま

項 目	金 額	備 考
基本契約解除料	S, A, C, コンパクト 2,093 円	サービス提供開始月を 1 として起算
	地デジ・BS コース 1,447 円	サービス提供開始月を 1 として起算
	4Kプレミアム, 4Kスポーツラ イブ, 4Kエンタメ, 4Kエコノ ミー 3,700 円※1	サービス提供開始月を 1 として起算
録画機能付専用チューナー契約解除料	880 円	サービス提供開始月を 1 として起算
録画機能付専用チューナーブルーレイ 契約解除料	2,420 円	サービス提供開始月を 1 として起算
4K 対応専用チューナー(BD-V570) 契約解除料	330 円	サービス提供開始月を 1 として起算

4K 対応録画機能付専用チューナー (BD-V5700R)契約解除料	880 円	サービス提供開始月を 1 として起算
4K対応専用チューナー(It1500bw、C02ES1)契 約解除料	1,100 円	サービス提供開始月を 1 として起算

※1 4K対応専用チューナー(It1500bw、C02ES1)の契約解除料を含みます。

2024 年 11 月 1 日以降にご加入されたお客さま

項 目	金 額	備 考
基本契約解除料	S, A, C, コンパクト 2,093 円	サービス提供開始月を 1 として起算
	地デジ・BS コース 1,647 円	サービス提供開始月を 1 として起算
	4Kプレミア, 4Kスポーツラ イブ, 4Kエンタメ, 4Kエコノ ミー 3,700 円※1	サービス提供開始月を 1 として起算
録画機能付専用チューナー契約解除料	880 円	サービス提供開始月を 1 として起算
録画機能付専用チューナーブルーレイ 契約解除料	2,420 円	サービス提供開始月を 1 として起算
4K 対応専用チューナー(BD-V570)契約解除料	330 円	サービス提供開始月を 1 として起算
4K 対応録画機能付専用チューナー (BD-V5700R)契約解除料	880 円	サービス提供開始月を 1 として起算
4K対応専用チューナー(It1500bw、C02ES1)契 約解除料	1,100 円	サービス提供開始月を 1 として起算

※1 4K対応専用チューナー(It1500bw、C02ES1)の契約解除料を含みます。

●記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。

2025 年 10 月 1 日以降にご加入されたお客さま

項 目	金 額	備 考
基本契約解除料	S, A, C, コンパクト 2,308 円	サービス提供開始月を 1 として起算
	地デジ・BS コース 1,647 円	サービス提供開始月を 1 として起算
	4K プレミア, 4K スポーツラ イブ, 4K エンタメ, 4K エコノ ミー 3,916 円※1	サービス提供開始月を 1 として起算
録画機能付専用チューナー契約解除料	880 円	サービス提供開始月を 1 として起算
録画機能付専用チューナーブルーレイ 契約解除料	2,420 円	サービス提供開始月を 1 として起算
4K 対応専用チューナー (BD-V570) 契約解除料	330 円	サービス提供開始月を 1 として起算
4K 対応録画機能付専用チューナー (BD-V5700R) 契約解除料	880 円	サービス提供開始月を 1 として起算
4K 対応専用チューナー (lt1500bw、C02ES1) 契 約解除料	1,100 円	サービス提供開始月を 1 として起算

※1 4K対応専用チューナー (lt1500bw、C02ES1) の契約解除料を含みます。

別表6. 修復・補填費用(機器損害金)

項 目	金 額	備 考
B-CAS カード再発行※1	2,095 円	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセ スシステムズの「B-CASカード使用 許諾契約約款」に定めによる
C-CAS カード再発行※1	2,750 円	
専用チューナー(録画機能付含む)用リモコン※1	2,750 円	機器撤去時の紛失の場合も含む
V-ONU※1	22,000 円	交換工事費含む
専用チューナー※2	12,000 円	
録画機能付専用チューナー※2	19,000 円	
録画機能付専用チューナーブルーレイ※2	50,000 円	
4K 対応専用チューナー (BD-V570、C02ES1)※2	12,000 円	
4 K 対 応 録 画 機 能 付 専 用 チ ュ ー ナ ー (B D - V5700R)※2	15,000 円	
4K対応専用チューナー (lt1500bw)※2	22,000 円	

※1 記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。

※2 対象の項目は課税対象外です。

●記載の料金は税込みです。標準税率 10%を適用しています。